

第15回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

第15期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

株式会社コレックホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社C－c l a m p、株式会社サンジュウナナド、株式会社ノイアット、株式会社メルセンヌ、株式会社あんしんサポート、C o C o X i a 株式会社、株式会社A o i e

なお、当連結会計年度において株式会社A o i eの全株式を取得しております。また、当連結会計年度において、当社の事業の一部を吸収分割により株式会社ノイアット（新規設立）に承継した上で、株式会社ノイアットの事業の一部を吸収分割により株式会社あんしんサポート（新規設立）に承継しております。この結果、当連結会計年度より株式会社A o i e、株式会社ノイアット及び株式会社あんしんサポートを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～10年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① エネルギー事業

エネルギー事業は主に、太陽光パネル・蓄電池の販売・設置を行っております。顧客（施主）との契約に基づき、当社グループが太陽光パネル・蓄電池の販売及び設置についての義務を負っており、顧客（施主）が指定する場所に太陽光パネル・蓄電池の設置工事を完了し引き渡した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② アウトソーシング事業

アウトソーシング事業は、a. 顧客への消費者の紹介、b. 顧客の契約代行及びc. 顧客からの業務委託に大別され、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

a. 顧客（取引先企業）への消費者紹介

顧客（取引先企業）との契約上、消費者を顧客に紹介する義務を負っており、消費者を紹介した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と、当社グループが紹介した消費者との商談が成立しなかった場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客（取引先企業）に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

b. 顧客（取引先企業）の契約代行

顧客（取引先企業）との契約上、顧客が販売する商材に関する契約代行の義務を負っており、顧客と消費者が契約を締結した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と消費者との間の契約が解除された場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

c. 顧客（取引先企業）からの業務委託

顧客（取引先企業）との契約上、顧客から受託した業務を行う義務を負っており、業務を実施完了した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ メディアプラットフォーム事業

メディアプラットフォーム事業は、a. 不動産関連業とb. メディアサイトの運営業に大別されます。

a. 不動産関連業

不動産関連業は、i 顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業と、ii 顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業であり、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

i 顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業

顧客（賃貸物件管理会社及び借主）間の賃貸借契約の仲介を行う義務を負っており、顧客間の賃貸借契約が締結された時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ii 顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業

顧客へ消費者を紹介する義務を負っており、当該消費者が顧客を訪問した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

b. メディアサイトの運営業

当社グループが運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は2,126千円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、227,952千円（株式会社メルセンヌに係るのれん24,780千円、恋愛系メディアサイトに係るのれん38,256千円、ライフライン系メディアサイトに係るのれん24,243千円、C o C o X i a 株式会社に係るのれん14,515千円及び株式会社A o i eに係るのれん126,155千円）を計上しております。

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業及び被取得事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業及び被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

のれんの金額は、被取得企業及び被取得事業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。

これらの仮定について、将来の経済環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

112,929千円

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の金額は、過去の業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を基礎として見積もった将来の課税所得に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。

これらの仮定について、税制改正や経営環境の変化により、課税所得の見積りが大きく変動した場合に、繰延税金資産を取崩す可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,795千円

2. 当座貸越契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	－千円

- (2) 本当座貸越契約には、財務制限条項がついており、下記項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

① 株式会社ノイアット及び株式会社サンジュウナナドを連結子会社として維持すること。

3. コミットメントライン契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	－千円

- (2) 本コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記のいずれかの項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

① 年度決算期末における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

② 年度決算期末における連結損益計算書に示される経常損益の額が損失とならないこと。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,302,960	27,740	－	7,330,700

（注）発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使により27,740株増加したものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当	基準日	効力発生日
2024年5月29日 定時株主総会	普通株式	51,120,720円	7円	2024年2月29日	2024年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	58,645,600円	8円	2025年2月28日	2025年5月29日

（注）2025年5月28日開催の定時株主総会の議案として提案する予定であります。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 363,920株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。また、敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金、未収入金、未収還付法人税等、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済される項目であり時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
敷金及び保証金	21,792	21,632	△160
長期借入金	(232,782)	(232,782)	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等は、非上場株式（連結貸借対照表計上額730千円）であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	21,632	－	21,632
長期借入金	－	(232,782)	－	(232,782)

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価には、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト				そ の 他	合 計
	エネルギー事業	アウトソーシング事業	メディアプラットフォーム事業	計		
営業代行手数料	－	1,451,223	－	1,451,223	－	1,451,223
商品売上高	2,708,279	468,951	－	3,177,231	－	3,177,231
不動産仲介手数料	－	－	238,053	238,053	－	238,053
広告収入	－	－	1,340,270	1,340,270	－	1,340,270
ユーザーからの課金による収入	－	－	5,349	5,349	－	5,349
その他	－	69,287	26,599	95,887	47,927	143,814
顧客との契約から生じる収益	2,708,279	1,989,463	1,610,272	6,308,015	47,927	6,355,942
外部顧客への売上高	2,708,279	1,989,463	1,610,272	6,308,015	47,927	6,355,942

(注) 当連結会計年度より、事業内容や経済的特徴の類似性・関連性に基づいた事業区分及び事業活動の実態を適切に表すことを目的に、当社グループの報告セグメントを「セールスプロモーション事業」「メディア事業」「アプリ開発・運営事業」から「エネルギー事業」「アウトソーシング事業」「メディアプラットフォーム事業」に変更しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4)収益の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債（期首残高） 26,012千円

契約負債（期末残高） 52,598千円

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	167円92銭
1 株当たり当期純利益	24円55銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称・事業内容

被取得企業の名称	株式会社A o i e
事業の内容	太陽光関連商材の販売・設置

(2) 企業結合を行った主な理由

当社のエネルギーセグメントの拡大を目的に、太陽光関連商材の販売・設置を行う株式会社A o i eの株式を取得いたしました。当社グループでは既に子会社である株式会社C - c l a m pにて太陽光関連商材の販売を行っており、株式会社A o i eと事業面での相乗効果が見込まれるものと期待しております。

(3) 企業結合日

2024年5月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社A o i e

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年6月1日から2025年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	220,000千円
取得原価		220,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 20,511千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

148,418千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	386,960千円
固定資産	5,698千円
資産合計	392,659千円
流動負債	321,078千円
負債合計	321,078千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月12日開催の取締役会において、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株

式会社サンジュウナナドを吸収分割承継会社とした吸収分割及び、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社ノイアットを吸収分割承継会社とした、吸収分割契約を締結する決議を行い、2024年5月29日開催の定時株主総会における承認を経て、2024年9月1日付で吸収分割を実施し、持株会社体制へ移行いたしました。また、同日付で、当社の商号を「株式会社コレックホールディングス」に変更しております。

1. 会社分割の概要

(1) 当社と完全子会社である株式会社サンジュウナナド及び株式会社ノイアットでの会社分割

(1) 分割会社	株式会社コレックホールディングス	株式会社コレックホールディングス
(2) 承継会社	株式会社サンジュウナナド	株式会社ノイアット
(3) 対象となる事業の内容	デジタルメディアに関する事業	アウトソーシングに関する事業

(2) 企業結合日

2024年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、株式会社サンジュウナナド及び株式会社ノイアットを吸収分割承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：株式会社コレックホールディングス（株式会社コレックから商号変更）

承継会社：株式会社サンジュウナナド

株式会社ノイアット

(5) その他取引の概要に関する事項

持株会社体制の組織基盤（経営管理と事業執行を分離）を活用することで、よりグループ全体最適を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～10年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年で均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は事業持株会社であり、(1)各事業子会社を管理・監督する持株会社としての機能に基づく経営指導業務に加え、自ら営む事業として、(2)顧客との契約に基づくアウトソーシング事業、(3)顧客との契約に基づくメディアプラットフォーム事業の3つから収益が構成されております。これらに関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 各事業子会社に対する経営指導

当社が各事業子会社に対して、契約内容に応じた業務（経営や事業運営に関する助言及び受託業務等）を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

(2) アウトソーシング事業

アウトソーシング事業は、① 顧客への消費者の紹介、② 顧客の契約代行及び③ 顧客からの業務委託に大別され、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

① 顧客（取引先企業）への消費者紹介

顧客（取引先企業）との契約上、消費者を顧客に紹介する義務を負っており、消費者を紹介した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と、当社が紹介した消費者との商談が成立しなかった場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客（取引先企業）に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

② 顧客（取引先企業）の契約代行

顧客（取引先企業）との契約上、顧客が販売する商材に関する契約代行の義務を負っており、顧客と消費者が契約を締結した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と消費者との間の契約が解除された場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

③ 顧客（取引先企業）からの業務委託

顧客（取引先企業）が実施する業務の受託代行の義務を負っており、当社が受託した業務を実施完了した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(3) メディアプラットフォーム事業

メディアプラットフォーム事業は、① 不動産関連業と② メディアサイトの運営業に大別されます。

① 不動産関連業

不動産関連業は、a. 顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業と、b. 顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業であり、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

a. 顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業

顧客（賃貸物件管理会社及び借主）間の賃貸借契約の仲介を行う義務を負っており、顧客間の賃貸借契約が締結された時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識してお

ります。

b. 顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業

顧客へ消費者を紹介する義務を負っており、当該消費者が顧客を訪問した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

② メディアサイトの運営業

当社が運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、2024年9月1日より、持株会社体制に移行したことに伴い、2024年9月1日以降の当社業務は(1) 各事業子会社に対する経営指導、(2) アウトソーシング事業（③ 顧客からの業務委託）、(3) メディアプラットフォーム事業（① 不動産関連業、② メディアサイトの運営業）で構成されております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未収入金」は4,326千円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金：1,030,000千円

関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金：380,000千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社長期貸付金の評価は、当該会社の財政状態、過去の経営成績及び将来の事業計画の実現可能性を考慮し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

これらの仮定について、経営環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、貸倒引当金を追加で計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

52,380千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,465千円

2. 当座貸越契約

(1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	－千円

(2) 本当座貸越契約には、財務制限条項がついており、下記項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

① 株式会社ノイアット及び株式会社サンジュウナドを連結子会社として維持すること。

3. コミットメントライン契約

(1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	－千円

(2) 本コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記のいずれかの項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

① 年度決算期末における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

② 年度決算期末における連結損益計算書に示される経常損益の額が損失とならないこと。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務は、次のとおりであります。

関係会社債権	196,808千円
関係会社債務	20,077千円
関係会社長期貸付金	1,030,000千円

5. 保証債務

当社の子会社である株式会社Aoieの太陽光パネル・蓄電池の仕入債務に対して、連帯保証を行っております。当事業年度末の残高は21,847千円であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 441,538千円

出向者の人件費の受取 94,869千円

営業取引以外の取引による取引高 30,058千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税 1,195千円

減価償却費超過額 1,393〃

資産除去債務 6,231〃

資産調整勘定 26,484〃

投資有価証券 3,206〃

関係会社株式 26,240〃

貸倒引当金 131,442〃

税務上の繰越欠損金 179,043〃

その他 2,617〃

繰延税金資産小計 377,856千円

将来減算一時差異に係る評価性引当額 △186,239千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △139,236〃

繰延税金資産合計 52,380千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の変更

当社は、2024年9月1日付で資本金を52,230千円に減資して税制上の中小法人に移行したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となります。これに伴い、繰延税金資産の算定に使用する法定実効税率を30.6%から34.6%に変更しております。

この税率変更等により、繰延税金資産は7,642千円増加し、当事業年度の法人税等調整額は7,642千円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株 式 会 社 C - c l a m p	10,000	太 陽 光 発 電 ・ そ の 他 関 連 商 材 の 販 売	所有直接 100	兼任 2 名	経営 管理	資金の返済 (注1、2)	100,000	関係会社 長期貸付金	210,000
							経営指導 料の受取 (注3)	52,404	関係会社 債 権	14,606
							受取利息	2,065	関係会社 債 権	158
							出向者人件 費の受取 (注4)	84,763	関係会社 債 権	—
							資産の譲渡 (注5)	2,317	—	—
子会社	株 式 会 社 A o i e	9,990	太 陽 光 発 電 ・ そ の 他 関 連 商 材 の 販 売 ・ 工 事	所有直接 100	兼任 2 名	経営 管理	資金の貸付 (注1、2)	100,000	関係会社 長期貸付金	100,000
							経営指導 料の受取 (注3)	85,848	関係会社 債 権	16,450
							受取利息	213	関係会社 債 権	64
							メディア運 営料の受取	5,675	関係会社 債 権	715
							連 帯 保 証 (注6)	21,847	—	—
							債務被保証 (注7)	100,000	—	—
子会社	株 式 会 社 ノ イ ア ッ ト	1,000	営 業 ・ 販 売 プ ロ セ ス お け る ア ウ ト ソ ー シ ング受託 業務、コ ールセン ターの運 営、保険 代理店事 業	所有直接 100	兼任 2 名	経営 管理	資金の貸付 (注1、2)	200,000	関係会社 長期貸付金	100,000
							資金の返済 (注1、2)	100,000		
							経営指導 料の受取 (注3)	145,805	関係会社 債 権	85,943
							受取利息	840	関係会社 債 権	130
							吸収分割 に よ る 承 継 資 産 (注8)	206,430	—	—
							吸収分割 に よ る 承 継 負 債 (注8)	163,562	—	—

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は 職 業	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株 式 会 社 あ ん し ん ト サ ポ ー ト	1,000	福 利 セ レ ク ト に 関 する事業	所有間接 100	兼任 1 名	経営 管理	経営指導 料の受取 (注3)	23,543	関係会社 債 権	25,805
							営業債権 の代理回 収	124,320	関係会社 債 権	46,714
子会社	C o C o X i a 株 式 会 社	5,000	福 祉 用 具 の レ ン タ ル ・ 販 売 及 び 住 宅 改 修	所有直接 100	兼任 1 名	経営 管理	資金の貸付 (注1、2)	10,000	関係会社 長期貸付金	20,000
							経営指導 料の受取 (注3)	566	関係会社 債 権	77
							受取利息	55	関係会社 債 権	4
							出向者人件 費の受取 (注4)	10,105	関係会社 債 権	—
子会社	株式会社サン ジュウナナド	10,000	メディア 運営、マッ チングア プリの企 画・開発・ 運営	所有直接 100	兼任 1 名	経営 管理	資金の貸付 (注1、2)	100,000	関係会社 長期貸付金	600,000
							資金の返済 (注1、2)	100,000		
							経営指導 料の受取 (注3)	136,643	関係会社 債 権	59,607
							受取利息	3,885	関係会社 債 権	332
							吸収分割 による 承継資産 (注8)	311,243	—	—
							吸収分割 による 承継負債 (注8)	50,183	—	—
子会社	株 式 会 社 メルセンヌ	3,000	メディア 運営、人 材紹介業	所有間接 100	兼任 1 名	経営 管理	経営指導 料の受取 (注3)	2,049	関係会社 債 権	1,668
							営業支援 料の受取 (注3)	12,000	関係会社 債 権	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております（関係会社長期貸付金を除く）。

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

1. 上記関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金380,000千円を計上しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 経営指導料の受取については、経営管理等の支援内容を勘案し、各社との協議の上決定しております。
4. 出向者人件費の受取については、実額を収受しております。
5. 資産の譲渡に関する価格その他取引条件は、当社と関係を有しない会社との取引と同様に、取引条件等を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。
6. 債務保証については、仕入債務等に対して債務連帯保証を行ってなっており、取引金額には、保証債務の当事業年度末の残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。
7. 当社が金融機関から受ける借入金の一部に対して、株式会社A o i eが債務保証をしております。
8. 吸収分割につきましては、2024年9月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、株式会社ノイアット及び株式会社サンジュウナドを吸収分割承継会社とする吸収分割によるものです。分割承継資産及び負債の金額は、分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「（重要な会計方針）5. 収益の計上基準」に記載の通りです。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	187円04銭
1 株当たり当期純利益	58円96銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合等に関する注記

（共通支配下の取引等）

「連結計算書類 連結注記表 企業結合等に関する注記（共通支配下の取引等）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。